

2020年2月10日
経済法令研究会

書籍『ここからはじめる融資基礎講座』に関する追加情報

標記書籍におきまして、民法（債権関係）（2020年4月1日施行）の改正により内容に変更が生じたので、下記のとおり追加情報としてお知らせいたします。

記

（該当頁：124頁）

●貸金等根保証契約

民法の改正によって、個人が保証人となる「個人根保証契約」が新たに定められ、従来の貸金等根保証契約は、この個人根保証契約のうち、貸金等（金銭の貸渡しおよび手形割引）を債務とする「個人貸金等根保証契約」となりました。その内容については、従来と変更はありません。

（該当頁：141頁～142頁）

●時効期間

民法の改正によって、商事時効が廃止され、民法の規定に一本化されました。すなわち、権利行使ができることを知った時から5年、または権利行使ができる時から10年となります。

融資においては、金融機関が権利行使できる時（融資金の弁済期の到来）を知った時と、権利行使ができる時は、通常、同時と考えられるため、時効期間は5年となります。

●時効の中断

民法の改正によって、時効の中断は、「時効の完成猶予」、「時効の更新」に変更されました。時効の完成猶予とは時効の完成が一定期間猶予されることをいい、時効の更新とは時効が新たに進行することをいいます。

時効の完成猶予・更新事由は以下のとおりです。

(1) 時効の完成猶予・更新

- ・訴訟の提起、支払督促、和解、調停
- ・強制執行、担保権の実行等

上記の事由があるときは時効の完成が猶予され、その後、上記において権利が確定した場合、その時から新たに時効が進行します（時効の更新）。

(2) 時効完成の猶予

- ・仮差押え
- ・仮処分
- ・催告

上記の事由がある場合は、その事由が終了した時から6ヵ月間、時効の完成が猶予されます。なお、催告については、時効完成猶予中に再度の催告がなされても、その効力は生じません。

(3) 時効の更新

- ・債務の承認

債務の承認（債務の一部弁済など、債務者が債務の存在を認めること）があった場合は、その時から時効が新たに進行します。

以上